

令和 5 年（行ウ）第 171 号 帰化不許可処分取消請求事件

原告

被告 国

請求の趣旨の拡張申立書

2023年12月6日

東京地方裁判所 民事第 51 部 御中

原告訴訟代理人弁護士 関 聰介
同 鈴木雅子
同 小田川綾音
同 高見智恵子

訴訟物の価額 490万円（拡張分330万円）

貼用印紙額 3万5000円（拡張分2万2000円）

第1 請求の趣旨（拡張分）

- 被告は、原告に対し、金3,300,000円及び本書面送達の日の翌日から支払済まで年3%を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 行政処分の存在

原告は、2021年1月25日、帰化申請を行った（以下「本件申

請」という)。

同申請は、申請後から1年9カ月が経過した2022年10月25日付で不許可処分がなされた(以下、「本件不許可処分」という。)

2 被告の国家賠償責任－国家賠償法上の違法性および過失

(1) 職務上の法的義務の存在

「国家賠償法1条1項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して国民に損害を加えたときに、国又は地方公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものである。したがって、公権力の行使に当たる公務員の行為に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要である(最高裁昭和53年(才)第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照、最高裁平成13年(行ツ)第82号、第83号、同年(行ヒ)第76号、第77号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照)。そして、その職務上の法的義務に違反するか否かを判断するにあたっては、行政処分の法的充足性の有無のほか、被侵害利益の種類、性質、侵害行為の態様及びその原因、損害の程度等の諸般の事情を総合的に考慮すべきものである。」(東京高裁令和4年4月7日判決・ウエストロー。同裁判例は、「本件決定により医療記録の開示を受けられないことにより、人の生命及び健康の維持という最も重要な人格的利益が侵害されるといえ、同利益が侵害されることによる精神的苦痛は看過できないものであり、また、医療上の措置に関する情報は、本来的に医療を受けた個人が知るべきであって、本人が望めば開示することが

相当な性質の情報であることは明らかであるから、被収容者の診療記録の開示の可否については、相当程度に慎重に検討すべき職務上の義務が存在するというべきである。」と判示して、金33万円の支払いを国に命じた。)

(2) 本件における職務上の法的義務

難民条約は、第34条において、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化ができる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。」と定めている。

日本は難民条約の締約国であり、原告は日本において認定された難民である。

したがって、日本は、帰化ができる限り容易とする義務、及び、帰化の手続が迅速に行われるようにするため、あらゆる努力を払う義務がある。これらは、条約上定められた義務であり、職務上の法的義務である。

(3) 本件において職務上の法的義務違反があること

ア 帰化を許可しなかったこと

本件において、被告は、原告が国籍法上の帰化要件を満たしていたことについては積極的に争わない姿勢を明らかにしている。すなわち、処分庁である法務大臣は、法律上、原告につき「帰化を許可することができ」たにもかかわらず、その裁量権の行使の結果として、帰化不許可処分としたものである。

しかしながら、原告が難民であって事実上無国籍の状態にあることからすれば、その裁量権は収縮するものであり、それにもかかわらず、

処分庁は、原告が事実上無国籍の状態に置かれ続けることについて十分な考慮を払わず、国籍法上の帰化要件にない日本語能力につき、政府が難民である原告に提供した日本語教育以上の日本語能力を求めた結果、本件不許可処分をしたものと考えられ、かかる処分は、難民条約 34 条に定められた法的義務に違反する。

イ 帰化手続を迅速に行わなかったこと

本件申請から本件不許可処分までは 1 年 9 ヶ月を要しているところ、帰化申請は、通常 1 年程度で許可が出るものが多いと言われており、本件申請は通常の申請より長期間を要している。

このことは明らかに、難民条約 34 条の定める、「帰化の手続が迅速に行われるようにするため、あらゆる努力を払う。」との義務に反している。

3 損害

(1) 慰謝料等

「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」であって、「我が国において基本的人権の保障等を受ける上で重大な意味を持つもの」（最高判平成 20 年 6 月 4 日集民第 228 号 101 頁）である。

とりわけ、原告は難民であるから、原告は、本件帰化不許可処分により、国籍国として保護される国を持たない状況の継続を余儀なくされた。具体的には、日本国旅券の発給を受けられることから渡航の自由を相当程度制限された。渡航が出来た場合も、その旅行証明書が旅券でないことから、何時間も留め置かれたり、ビザ申請を何度も行わなければならぬなど、日本国旅券を有していなければ生じない不利益

を被った。このように渡航の自由が制限された結果、原告は、学業のために国際会議の出席やフィールドワークを行うことが重要であり、また、国際機関で働くというキャリアプランを有していたにもかかわらず、その実施、実現が不可能又は困難になり、金銭に換算しがたい損害を負った。

また、原告の帰化申請手続が迅速に行われなかつたことにより、難民としてその帰化申請手續が迅速に行われる利益を享受することができず、不安定な地位に長期に置かれ続けた。

制約された権利の内容、性質、重大性を考慮し、物心両面の損害を評価するならば、少なくとも金3,000,000円を下らない。

(2) 弁護士費用

弁護士費用は、請求金額の1割の300,000円が相当である。

4 結語

以上のとおり、原告は、本件帰化不許可処分を受け、また、迅速な帰化申請手續を受けられず、これらはいずれも難民条約34条の定める職務上の法的義務に反するものであるので、国家賠償法に基づき、損害賠償請求に至ったものである。

なお、従前の主張および書証はすべて援用する。

以上